公益社団法人被害者支援センターとちぎ定款

　　　第１章　総則

　（名称）

第１条　この法人は、公益社団法人被害者支援センターとちぎ（以下「センター」とい　う。）と称する。

 （事務所）

第２条　センターは、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

　　　第２章　目的及び事業

 （目的）

第３条　センターは、事件・事故等の被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」　という。）に対して、精神的支援その他各種支援活動を行い、社会全体の被害者支援　意識の高揚と被害者等の被害の早期回復及び軽減に資するとともに、これらの者が再　び平穏な生活を営むことができるよう支援することを通じて地域の安全に寄与するこ　とを目的とする。

 （事業）

第４条　センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

 (1) 被害者等に対する電話相談及び面接相談事業

 (2) 物品の供与又は貸与、役務の提供による直接的支援事業

 (3)　被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業

 (4)　被害者自助グループへの支援事業

 (5) 関係機関・団体等との連携による被害者等の援助事業

 (6) 被害者等の実態に関する調査及び研究

 (7) 支援活動員、支援活動補助員の養成及び研修

 (8) 被害者支援に関する広報及び啓発事業

 (9) その他センターの目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は栃木県において行うものとする。

　　　第３章　会員

 （法人の構成員）

第５条　センターに次の会員を置く。

 (1)　正会員　センターの目的に賛同して入会した個人又は団体

 (2) 賛助会員 センターの事業を賛助するために入会した個人又は団体

 (3) 名誉会員 センターに功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦され　　た者

２　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

　（会員の資格の取得）

第６条 センターの正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が定めるところに　より申込をし、理事長の承認を受けなければならない。

　（経費の負担）

第７条　正会員は、センターの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員にな　った時及び毎年、総会において別に定める額（以下「会費」という。）を支払う義務　を負う。

２　賛助会員は、センターの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になっ　た時及び毎年、総会において別に定める額（以下「賛助会費」という。）を支払う義　務を負う。

　（任意退会）

第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつ　でも退会することができる。

　（除名）

第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員　を除名することができる。

 (1)　センターの定款その他の規則に違反したとき。

 (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

 (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

 （会員資格の喪失）

第１０条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、そ　の資格を喪失する。

 (1)　第７条の支払い義務を２年以上履行しなかったとき。

 (2) 総正会員が同意したとき。

 (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

 （拠出金品の不返還）

第１１条　既に納められた会費、賛助会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

　　　第４章　総会

　（構成）

第１２条　総会は、すべての正会員をもって構成する。

２　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

　（権限）

第１３条　総会は、次の事項について決議する。

 (1)　会員の除名

 (2)　理事及び監事の選任又は解任

 (3)　理事及び監事の報酬等の額

 (4)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

 (5)　定款の変更

 (6)　解散及び残余財産の処分

 (7)　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

　（開催）

第１４条　総会は、定時総会として毎年度５月に１回開催するほか、必要がある場合に　開催する。

２　前項の定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

　（招集）

第１５条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長　が招集する。

２　総正会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会　の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

　（議長）

第１６条　総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

　（議決権）

第１７条　総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

　（決議）

第１８条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席し　た当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の　議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

 (1)　正会員の除名

 (2)　監事の解任

 (3)　定款の変更

 (4)　解散

 (5)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議　を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２０条に定める定数を　上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達　するまでの者を選任することとする。

　（議事録）

第１９条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び総会において出席した正会員から選出された議事録署名人２名は、前項の　議事録に記名押印する。

　　　第５章　役員

　（役員の設置）

第２０条　センターに、次の役員を置く。

 (1) 理事　１０名以上

 (2)　監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

４　理事会の決議により専務理事１名をおくことができる。

５　前項の専務理事は代表理事以外の理事から選任された業務執行理事とする。

　（役員の選任）

第２１条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係が　ある者である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事につ　いても、同様とする。

４　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ず　る相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えて　はならない。監事についても、同様とする。

　（理事の職務及び権限）

第２２条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を　執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務　を執行する。

３　理事長は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況　を理事会に報告しなければならない。

　（監事の職務及び権限）

第２３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告　を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及　び財産の状況の調査をすることができる。

　（役員の任期）

第２４条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す　る定時総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時　総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとす　る。

４ 理事又は監事は、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞　任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事とし　ての権利義務を有する。

　（役員の解任）

第２５条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

　（役員の報酬等）

第２６条　理事及び監事は、無報酬とする。

２　理事及び監事には、費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事会が別に定める。

　　　第６章　理事会

　（構成）

第２７条　センターに理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

　（権限）

第２８条　理事会は、次の職務を行う。

 (1)　センターの業務執行の決定

 (2)　理事の職務の執行の監督

 (3)　理事長の選定及び解職

　（招集）

第２９条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

　（議長）

第３０条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

　（決議）

第３１条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過　半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議　があったものとみなす。

　（議事録）

第３２条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

　　　第７章　資産及び会計

　（事業年度）

第３３条　センターの事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

　（事業計画及び収支予算）

第３４条　センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載　した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会　の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置　き、一般の閲覧に供するものとする。

　（事業報告及び決算）

第３５条　センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の　書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

 (1)　事業報告

 (2)　事業報告の附属明細書

 (3)　貸借対照表

 (4)　損益計算書（正味財産増減計算書）

 (5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

 (6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類につい　ては、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類　については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供　するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する　ものとする。

 (1)　監査報告

 (2)　理事及び監事の名簿

 (3)　理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

 (4)　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを　　記載した書類

　（公益目的取得財産残額の算定）

第３６条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第　４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産　残額を算定し、前条３項第４号の書類に記載するものとする。

　　　第８章　定款の変更及び解散

　（定款の変更）

第３７条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

　（解散）

第３８条　センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

　（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第３９条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅　する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会　の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し　の日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に　関する法律（以下「認定法」という。）第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは　地方公共団体に贈与するものとする。

　（残余財産の帰属）

第４０条　センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、　認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとす　る。

　　　第９章　事務局

　（設置等）

第４１条　センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長は、理事会が任免する。

４　職員は、理事長が任免する。

５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事会が別に定め　る。

　（事務局員等の遵守事項）

第４２条　事務局長その他の職員若しくはセンターの職務に就いた者又はこれらの職に　あった者は、第４条に揚げる事業に関して知り得た秘密を漏らし、又は同条に掲げる　事業の目的以外の目的のために利用してはならない。

　　　第１０章　顧問

　（顧問）

第４３条　センターに顧問を置くことができる。

２　顧問は、学識経験者又は有識者の中から、理事会の推薦を得て理事長が委嘱する。３　顧問は、理事長の求めに応じて、理事会に出席して意見を述べることができる。

４　顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することが　できる。

５　前項の費用弁償に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

　　　第１１章　公告の方法

　（公告の方法）

第４４条　センターの公告は、電子公告による。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合　は、官報に掲載する方法による。

　　　第１２章　雑則

　（委任）

第４５条　この定款に定めるもののほか、センターの事業を遂行するために必要な事項　は、総会の決議を経て、理事会が別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公　益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下　「整備法」という。）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行　する。

２　センターの最初の理事長は上西朗夫とする。

３　整備法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登　記を行ったときは、第３３条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度　の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

４　この定款は、平成２７年５月２８日から施行する。

５　この定款は、平成２８年５月２４日から施行する。

６　この定款は、平成３０年５月２９日から施行する。

# ７　この定款は、令和４年５月２６日から施行する。